

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

規則 主要目次

○岡山県立都市公園条例施行規則の一部改正……三
一部改正……一
○岡山県屋外広告物規則の一部改正……三
○岡山県事務処理規則の一部改正……五
(以上県例規集登載)

規則

●岡山県規則第四百号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則(昭和四十一年岡山県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第六条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十六条を第十七条とする。

第十五条の見出しを「(様式)」に改め、同条第一号中「様式第二十号」を「様式第二十二号」に改め、同条第二号中「様式第二十一号」を「様式第二十三号」に改め、同条第三号中「様式第二十二号」を「様式第二十四号」に改め、同条第四号中「様式第二十三号」を「様式第二十五号」に改め、同条第五号中「様式第二十四号」を「様式第二十六号」に改め、同条第六号中「様式第二十五号」を「様式第二十七号」に改め、同条第七号中「様式第二十六号」を「様式第二十八号」に改め、同条を第十六条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十四条の三第二項の規則で定める様式は様式第二十号、条例第十四条の六の規則で定める様式は様式第二十一号のとおりとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(公示等の場所)

第十五条 条例第十四条の三第一項第一号及び第二項の規則で定める場所は、総合グラウンドにあつては総合グラウンド事務所とし、倉敷スポーツ公園にあつては倉敷ス

スポーツ公園管理事務所とする。
別表第二中

パイプ椅子	同	六〇円
-------	---	-----

パイプ椅子	同	六〇円
ピアノ	一回につき	一、五八〇円
総合グラウンドクラブに限る。		

に改める。

様式第三号、様式第四号及び様式第六号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

様式第二十六号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十八号とする。

様式第二十五号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十七号とする。

様式第二十四号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十六号とする。

様式第二十三号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十五号とする。

様式第二十二号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十四号とする。

様式第二十一号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十三号とする。

様式第二十号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を様式第二十二号とする。

様式第十九号の次に次の二様式を加える。

様式第20号 (第16条関係)

[illegible]

様式第21号 (第16条関係)

受領書

年 月 日

岡山県知事 殿

返還を受けた者

住所

氏名

印

下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	返還を受けた場所			整理番号	名称又は種類	形状	数量	返還を受けた金額

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(經過措置)

2 この規則による改正前の岡山県立都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

●岡山県規則第百五号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

岡山県知事 石井正弘

岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の三條を加える。

(公示等の場所)

第十七条の二 条例第十六条の四第一項第一号及び第二項の規則で定める場所は、広告物又は掲出物件の所在地を所管する事務所とする。

(保管広告物等一覽簿の様式)

第十七条の三 条例第十六条の四第二項の規則で定める様式は、様式第八号の二のとおりとする。

(受領書の様式)

第十七条の四 条例第十六条の八の規則で定める様式は、様式第八号の三のとおりとする。

第二十三条第三項中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。
様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第8号の2 (第17条の3関係)

[illegible]

様式第8号の3（第17条の4関係）

受領書

年 月 日

岡山県知事 殿

返還を受けた者
住所
氏名
印

下記のとおり広告物等（現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
整 理 番 号	
名称又は種類	
形 状	
数 量	
返 還 を 受 け た 金 額	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成十六年十二月十七日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三都市計画課の部4の項6中「第二条」を「第27条」に改め、同項8中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同8(1)中「第23条第1項」を「第33条第1項」に改め、同8(2)中「公園予定地」を「公園予定区域」に、「第23条第3項」を「第33条第4項」に改め、同部5の項に次のように加える。

[illegible]

別表第三都市計画課の部8の項1中「はつち、立寄板」を「はつち、特、広品旗、立寄板等」に改め、同部9の項7中「適区広品物」を「適区広品物特」に改め、同項中15を17とし、8から14までを二ずつ繰り下げ、同項7の次に次のように加える。

この規則は、公布の日から施行する。